

## 商品概要説明書

J Aリフォーム・無担保住宅ローン（協同住宅ローン保証型）

（令和6年4月1日現在）

商品名	リフォーム・無担保住宅ローン（協同住宅ローン保証型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A の組合員の方。 （農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・   手続等は J A 融資窓口までご相談ください。）</li><li>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未   満の方。</li><li>○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とし   ます。）。</li><li>○保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証が受けられる方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li><li>○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○リフォーム資金   ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修を目的と   する資金および住宅関連設備等の設置を目的とする資金。   （住宅関連設備の例）<ul style="list-style-type: none"><li>①門、塀、車庫、物置。</li><li>②宅地内の植樹、造園、白アリ駆除。</li><li>③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。</li><li>④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。</li><li>⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。</li><li>⑥太陽光発電設備、蓄電設備、エネファーム等省エネ・エコ関連設備。</li></ul></li><li>○住宅借換資金   ご本人またはご家族が常時居住するための住宅の他金融機関・信販会社等から   お借入中の住宅ローン（お借入後 3 年以上経過していること）およびリフォー   ムローンのお借換を目的とする資金。土地のみの借入金の借換は対象外となり   ます。</li><li>○住宅購入・建築資金   ご本人またはご家族が常時居住するための住宅にかかる次のいずれかを目的と   する資金。<ul style="list-style-type: none"><li>①住宅の新築</li><li>②新築・中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションの購入を含む。）。</li><li>③現在居住中の住宅の隣接地および底地購入</li></ul></li><li>○空き家解体資金   空き家解体を目的とする資金。   対象となる空き家は、ご本人または家族が所有する建物であり、事業専用で使</li></ul>

	<p>用していた建物でないこと。</p> <p>○共通</p> <p>いずれの資金においても、付随して発生する諸費用（事務手数料・保証料、長期火災共済（保険）掛金・保険料、仲介手数料、登記費用、印紙代、不動産取得税、消費税等）もあわせてお借入れいただけます。</p>
借入金額	○10万円以上2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 (資金使途が空き家解体資金の場合は、10年以内)
借入期間	○1年以上20年以内とし、1か月単位とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、変動金利型新規貸出レート（長期プライムレート連動型）の変動幅とし、変動金利型と同日に適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。</p>
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。

	<p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます(0.40%、0.60%、0.80%のいずれか)。</p> <p>【お借入額100万円あたりの一括支払保証料(0.80%)(例)】</p> <table border="1" data-bbox="493 342 1428 490"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>1年</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>4,064</td> <td>11,375</td> <td>18,319</td> <td>34,177</td> <td>47,928</td> <td>59,347</td> </tr> </tbody> </table> <p>②分割払い お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証会社へ支払います。この場合、お借入利率に保証料相当分を上乗せした利率が適用されます。</p>	お借入期間	1年	3年	5年	10年	15年	20年	保証料(円)	4,064	11,375	18,319	34,177	47,928	59,347
お借入期間	1年	3年	5年	10年	15年	20年									
保証料(円)	4,064	11,375	18,319	34,177	47,928	59,347									
<p>団体信用生命共済(保険)</p>	<p>○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)にご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率にJA所定の利率が加算される場合がございますので、詳しくはJA融資窓口までお問い合わせください。</p>														
<p>手数料</p>	<p>○融資事務手数料、繰上返済手数料については、JA融資窓口までお問合せください。</p>														
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、JA支所またはJA本所に設置のJAバンク相談・苦情等受付窓口(電話：0736-77-7801)にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター(大阪府)を利用できます。 JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、JAのJAバンク相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>														
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○資金使途が「住宅借換資金」、「住宅購入・建築資金」、「空き家解体資金」となるものは、店頭お申込み専用の商品となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、</p>														

所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
--

J A 紀の里

- (注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。
- 2 返済方法は、「毎月返済方式」、「特定月増額返済方式」の計2種類から選択します。
- 3 保証料は、「一括払い」「分割払い」から選択します。